

利用者カードの更新についてのお知らせ

(令和6年5月時点)

令和6年6月から更新が始まります

更新期限は「**1階カウンター**」や「**お電話**」、パスワードをお持ちの方は「**帯広市図書館HP**」や「**館内検索機**」からログインしてご確認ください。

1) 令和5年11月30日までに利用者カードを作った方

【**個人**】 令和6年8月1日～令和7年7月31日の間のご自身の誕生日が最初の更新期限となります。

【**団体**】 令和6年8月1日～令和7年7月31日の間で、利用者カードを作った**登録日**が最初の更新期限となります。
更新手続きは代表者または担当者の方が行ってください。

2) 令和5年12月1日以降に利用者カードを作った方【個人・団体】

利用者カードを作った登録日から**3年後の日付**が最初の更新期限となります。

以後、更新日から3年間有効となります。**手続きは期限の2ヵ月前から可能**です。

例) 8月1日生まれの方→令和6年6月1日から手続き可能

更新の際は、「**お名前・ご住所・生年月日**」の記載のある**身分証明書（運転免許証等）**をご持参のうえ**1階カウンターまで**お越しください。

なお、期限の切れた利用者カードは更新手続きが完了するまで帯広市図書館・移動図書館・電子図書館ともにご利用いただけませんのでご注意ください。

ご不明な点は帯広市図書館（0155-22-4700）まで